

須坂市農業委員会 令和4年4月総会 議事録

- 1 招集 令和4年4月28日(木) 午後3時00分
- 2 開会 令和4年4月28日(木) 午後3時00分
- 3 閉会 令和4年4月28日(木) 午後3時55分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係事務員 中西勇馬

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会4月総会を開会いたします。本日の会議につきましては、農業委員総数14名中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。依然として終息の兆しの見えない新型コロナ禍の大変な中ではありますが、4月総会にご参集いただきましてありがとうございます。いよいよ新年度が始まりました。本日は、令和4年度の最初の総会となりますが、議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願いいたします。

議長 4月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、6 番上原昌雄委員、7 番市村修一委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 5 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番
事務局
9 番

No. 1 ですが、居住は県外ですが、どこで農業をやっていて経営はどうなるのですか。

(営農計画書により他市町村の経営状況、農業従事者について説明)

No. 1 の譲渡人についてですが、労力不足で売り渡すということですが、現在、どのくらいの農地を所有されていて残る面積はどのくらいになりますか。

事務局
5 番
事務局
5 番

今回の売却により、貸地のみとなります。

No. 1 の他市町村における経営状況をもう一度説明願います。

(営農計画書により説明)

労力が申請人のみということと所有する農機具で経営がきちんとできるか疑問が残ります。

事務局

(近隣市町村の状況を説明)

労力については、申請時に実際の雇人がいない場合、労働力は本人のみということになります。

5 番
議長

様子はわかりました。これからですので期待したいと思います。

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議長

議案第 1 号の 5 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手多数であります。

よって、議案第 1 号の 5 件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 4 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 2 号の 4 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手全員であります。

よって、議案第 2 号の 4 件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について申請件数 62 件を議題といたします。

最初に、No. 1 から No. 28 までの 28 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

3番 説明員 No.7ですが、新規就農ということですが、営農計画を教えてください。
8番 (営農計画書により説明)

議長 No.7ですが、知人を通して山菜の作り方を教えてくれということで、現地を見たりして話をしてきました。タラの芽なども候補に挙がっているとのこと。
ほかにないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第3号のNo.1からNo.28までの28件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号のNo.1からNo.28までの28件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第3号のNo.29からNo.53までの25件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第3号のNo.29からNo.53までの25件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号のNo.29からNo.53までの25件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第3号のNo.54の1件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第3号のNo.54の1件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号のNo.54の1件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第3号のNo.55からNo.56の2件について、審議いたします。
議長 なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号18番 中村嘉博推進委員の退席をお願いします。
議長 議決後は着席を認めます。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 推進委員さんで何か補足説明がございませうか。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 推進委員さんで何かございませうか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第3号のNo.55からNo.56の2件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号のNo.55からNo.56の2件については、決定とすることに決しました。
それでは、中村嘉博推進委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第3号のNo.57からNo.62までの6件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第3号のNo.57からNo.62までの6件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号のNo.57からNo.62までの6件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数2件、
報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数1件、
第3号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」報告件数2件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、4月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。